

一般社団法人奄美の窓口 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人奄美の窓口と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県奄美市に置く。

(目的)

第3条 当法人は日本版持続可能な観光ガイドライン及び国立公園における自然体験アクティビティガイドラインのもと、奄美大島の住民や来島者に対して、奄美群島マナーガイド・自主ルール等の普及・啓発を図り、併せて安全管理や入域制限の周知を行い、環境と文化に係る体験プログラム等の旅行商品の企画・造成及び旅程管理、エコツアーガイド等の手配に関する事業等を通して、奄美大島全体のSDGs目標達成を図り、環境の保全保護と文化の継承、また、観光危機管理の啓発を行い、地域経済の発展向上、持続可能な観光に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 旅行サービス手配業に関する事業
- (2) 国内旅程管理業務に関する事業
- (3) エコツアーガイドに関する事業
- (4) 冠婚葬祭・移住定住サポートに関する事項
- (5) サステナブルコーディネーターに関する事業
- (6) 各種ガイドライン及び自主ルール等の社会教育の推進並びに周知・普及・啓発に関する事業
- (7) 観光地及び観光資源の掘り起し、磨き上げ、調査観察と適正利用に関する事業
- (8) 自然環境・伝統文化及び学術、文化、芸術等に関する講演会（インターネットを含む）等の企画・運営・管理及び実施に関する事業
- (9) 自然環境、生活環境の保全保護、負荷軽減と伝統文化、生活文化の継承に関する事業
- (10) 観光施設等の管理運営の受託及び企画に関する事業
- (11) 国内外の会議等の誘致及び運営に関する事業
- (12) マスコミへの情報提供、取材活動支援及び取材実績の把握に関する事業
- (13) 奄美大島の自然文化資源及び歴史、背景、情景、風景を保全し、適正な利用促進に関する事業
- (14) 国、県、及び市町村等からの受託に関する事業
- (15) 前各号に附帯又は関連する事業
- (16) その他当法人の目標達成に必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、当法人が別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して退社の予告を行うものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反など除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 11 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

(議決権)

第 13 条 社員総会の議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第 4 章 役員

(員数)

第 16 条 当法人に、理事 2 名以上を置く。

2 理事のうち、1 人を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外のものから選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 19 条 理事の報酬・退職慰労金は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 20 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 21 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 22 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 境田 清一郎 惠 龍一

設立時代表理事 境田 清一郎

(設立時社員の使命及び住所)

第 23 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部 8 6 0 番地

設立時社員 境田 清一郎

住所 鹿児島県奄美市名瀬大字小宿 7 3 - 1

設立時社員 惠 龍一

(法令の準拠)

第 24 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人奄美の窓口を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 月 日

一般社団法人 奄美の窓口

設立時社員 境田 清一郎

設立時社員 恵 龍一